

10 県口蹄疫対策検証委員会

宮崎県口蹄疫対策検証委員会設置要綱

平成22年8月18日
総務部

(設置)

第1条 今般県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門的な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことにより、今後の防疫対策あるいは危機管理対策の充実強化に資するため、宮崎県口蹄疫対策検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証及び検討を行う。

- (1) 事前の予防段階から終息に至るまでの一連の防疫対策に関すること
- (2) 県の危機管理体制に関すること
- (3) 市町村、他県、国及び関係機関との連携に関すること
- (4) 県内の農家、商工業者、県民等との連携及び情報伝達等に関すること
- (5) その他第1条の設置目的に資すると認められること

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会は知事が招集する。

- 2 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、委員会を主宰する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庁内調査チーム)

第5条 委員会における検証等に資する調査を行うために、庁内調査チームを設置することとし、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項の庁内調査チームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部危機管理局危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

氏 名	職 名
清本 英男	宮崎県商工会議所連合会副会頭（会頭代行）
黒木 健二	宮崎県市長会会長（日向市長）
河野 俊嗣	宮崎県副知事
椎葉 晃充	宮崎県町村会会長（椎葉村長）
羽田 正治	宮崎県農業協同組合中央会会長
初鹿野 聡	NPO法人みんなのくらしターミナル代表理事
原田 隆典	宮崎大学工学部教授
堀井 洋一郎	宮崎大学農学部教授（副学部長）

（五十音順）

別表第2（第5条関係）

県民政策部総合政策課長
総務部人事課長
総務部行政経営課長
総務部財政課長
総務部危機管理局危機管理課長

口蹄疫対策検証委員会等の実施状況について

月	日	検証委員会	庁内調査チーム会合	その他
22年 8	1 0	※知事定例記者会見で口蹄疫対策の検証を行うことを公表		
	1 2		第1回会合 ・検証委員会の設置について ・第1回検証委員会の進め方について ・庁内調査チームの作業内容の検討等	
	1 8			農政水産部分科会 ・分科会の設置、構成、 ・ワーキンググループ (WG)の設置、調査・ 検証項目 ・スケジュールの検討等
	1 9		第2回会合 ・第1回検証委員会について ・庁内調査チームの調査について ・農政水産部ヒアリング(1回目)	
	2 5	第1回検証委員会 ・座長選出 ・口蹄疫対策の実施状況説明 ・検証委員会の調査概要の検討 等	第3回会合 ・第1回検証委員会への対応確認 ・調査チームの作業予定の検討	農政水産部分科会 ・調査・検証項目、スケ ジュールの検討等
9	1		第4回会合 ・ヒアリング、現地調査、アンケートの 内容・方法等の検討	
	7		第5回会合 ・アンケートの実施状況 ・ヒアリング、現地調査の実施予定 ・委員への協議、説明状況	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査 の実施予定等
	1 7		第6回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施計画、方 法の協議	農政水産部分科会 ・WG検討事項、今後の 進め方、役割分担、課 題の確認 等
	2 1			現地・ヒアリング調査 ①市町村(西都、日向、 児湯5町)、J A、獣 医師 ②市町村(都城、えび の)、J A、農家 ③農家、獣医師
	2 2			現地・ヒアリング調査 ①農家、農業大学校 ②農家、原種豚センター、 畜産試験場川南支場 ③農家、家畜改良事業団
	2 4		第7回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施状況 ・第2回委員会の実施について	
	2 7			現地・ヒアリング調査 ①農家、J A日向 ②大規模農場(7例目、 8例目)
	2 8			現地・ヒアリング調査 ①農家(児湯地区) ②農家(宮崎地区) ③農家(都城地区)
	2 9		第8回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施状況 ・第2回委員会の実施について	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査 の実施状況、今後の計 画、WG検討事項 等
	3 0			現地・ヒアリング調査 ①市町村(宮崎市、国富 町)、J A、農家
1 0	1	第2回検証委員会 ・国の検証委員会の動向について ・調査検討の状況について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今 後のスケジュール 等
	7		第9回会合 ・家畜保健衛生所獣医師へのヒアリング について ・国検証委員会との意見交換会対応につ いて ・今後の作業予定について	

月	日	検証委員会	庁内調査チーム会合	その他
10	14		第10回会合 ・国検証委員会との意見交換会対応について ・大規模農場（県外）への訪問調査について ・今後の作業予定について	農政水産部分科会 ・国検証委員会との意見交換、大規模農場（県外）調査等
	18			現地・ヒアリング調査 ・大規模農場（県外）
	19			国検証委員会との意見交換会 ・県検証委員会の概要 ・検証状況説明 ・意見交換等
	20		第11回会合 ・国検証委員会との意見交換会を踏まえた対応について	農政水産部分科会 ・国検証委員会との意見交換を踏まえた対応等
	25		第12回会合 ・第3回委員会の実施について ・今後の作業予定について ・農政水産部へのヒアリングについて	
	29	第3回検証委員会 ・調査検証作業の状況について ・中間的な論点整理について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今後のスケジュール等
11	5			国検証委員会との意見交換会 ・重点協議事項について意見交換 ・国からの疫学調査説明
	8		第13回会合 ・国検証委員会との意見交換会について ・今後の調査予定について	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査の実施等
	9			現地・ヒアリング調査（ワクチン接種農家） ①川南、都農、日向 ②西都、高鍋、新富
	10			現地・ヒアリング調査 ①家畜防疫員（再） ②経済連
	11			現地・ヒアリング調査 ①獣医師会
	12			現地・ヒアリング調査 ①農済 ②農林振興局 ③現場対策本部（家畜保健衛生所）
	17			現地・ヒアリング調査 ①JA中央会
	22		第14回会合 ・第4回委員会の日程及び内容について ・最終報告書の構成について ・今後の調査予定について ・国の最終報告書への対応について等	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査、WG検討事項等
	30			現地・ヒアリング調査 ①陸上自衛隊
	12	3		
7			第15回会合 ・第4回委員会について ・最終報告書の構成について ・今後の調査予定について	
8		第4回検証委員会 ・国の検証委員会の調査結果について ・調査報告書の作成について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今後の予定等
9				現地・ヒアリング調査 ①鹿児島県
10				現地・ヒアリング調査 ①熊本県 ②大分県

月	日	検証委員会	庁内調査チーム会合	その他
12	15			知事への意見聴取 現地・ヒアリング調査 ①農業大学校(再) ②家畜改良事業団(再) ③畜試川南支場(再)
	17			現地・ヒアリング調査 ①動物衛生研究所
	20			現地・ヒアリング調査 ①商工観光労働部 ②警察本部
	21			現地・ヒアリング調査 ①トラック協会 ②建設業協会
	22			現地・ヒアリング調査 ①商工会連合会 ②商工会議所連合会 ③福祉保健部
	28		第16回会合 ・第5回検証委員会への対応について ・調査報告書の作成について ・今後のスケジュールについて	農政水産部分科会 ・第5回検証委員会への対応等
23年 1	13		第17回会合 ・第5回検証委員会への対応について ・その後の対応について	農政水産部分科会 ・第5回検証委員会への対応等
	14	第5回検証委員会 ・調査報告書の取りまとめについて ・今後の委員会の取扱いについて 知事への調査報告		
7	11	第6回検証委員会 ・調査報告書での指摘に対する対応について		

※ 上記記載のほか、委員協議、チームメンバー協議等を随時実施している。

◎検証から見えた問題点と今後の改善のあり方（ポイント）

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
(1) 感染源と感染経路の解明はできたのか	
<p>①初発農場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の発生の初発農場がどこであったかについては、「6例目が初発であると結論づける」、あるいは「7例目が3月26日（6例目の発症推定日）以前に発症していなかったと結論づける」だけの明確な根拠はない。 ○ 国の疫学調査が初発農場を6例目と推定していることとは異なり、「6例目あるいは7例目が初発農場の可能性はある」という指摘にとどめるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 引き続き徹底した疫学調査を行うべき。 ◆ 今後、初発農場についての科学的な検証が可能となるよう、定期的なサーベイランス検査、発症確認時の検体の採材方法等に関する新たなルールを作ることが必要。
<p>②感染源、感染原因について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ えさ、人の動き、家畜などの感染原因を調査したが、特定するには至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の役割として、徹底した感染原因解明のための調査を継続することを強く求める。 ◆ 疫学関連調査について、立ち入り調査権や強制調査権の明文規定を検討することが必要。
<p>③感染拡大のルートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染の初期段階とまん延段階では、排出されるウイルス密度（空気中の単位体積当たりのウイルス量）が大きく異なり、感染を媒介したのも異なると考えられ、特に、風（飛沫）によって大量のウイルスが運ばれたことによるものも多かったのではないかと推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発生の範囲、スピードが一定のレベルを超える、あるいは超えることが予想される場合は、時期を失することなく、一定エリア内の全頭殺処分等の抜本的な措置を講じることが必要。 ◆ 最も重要な点は、ウイルス量がまん延レベルまで増加する前に、いかに感染の拡大を抑止するかであり、初期の感染が確認された段階で、今回のような面的な拡がりの可能性を想定して、発生地域を中心とした家畜防疫員による一定エリア内の農場での抗体検査も含めた立入調査を実施することが必要。
(2) 発生前の防疫意識と対策準備は十分だったか	
<p>①国、県の危機意識、農場等への注意喚起の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどの農家が近隣国での口蹄疫発生に対する認識や危機意識がなかった。 ○ 県は、韓国での口蹄疫発生を受けて、平成22年1月22日に家畜防疫会議を開催しているが、各農家への指導の徹底を強力に呼びかけるものではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 韓国での発生を受け、鹿児島県では、口蹄疫の症状や注意事項を記したチラシを全農家に配布。熊本県では、本県での発生を踏まえて、全農家に対して農場への立入自粛を呼びかける耐水性のポスターを配布。 ◆ 「典型的な症状に注意しなさい」ということではなく、他国で発生している口蹄疫の症状や感染原因等に関する詳細な情報を、一般の農家にわかりやすく、かつ、確実に入手できる方法で適時・的確に提供することが必要。
<p>②農家の日常的な飼養衛生管理基準の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどの農家が飼養衛生管理基準の存在そのものを認識していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農家等への指導の徹底や定期的確認を行うシステムの構築が必要。 ◆ 現行の飼養衛生管理基準は、農場側の遵守事項を定めたものであるが、飼料等の運搬業者、集乳業者、人工授精師、獣医師等の畜産関連事業者の留意事項についても明確にすることが必要。 ◆ 獣医師による日常的な管理を確保するとともに、地域ぐるみの防疫体制（共助の仕組み）を整備することが必要。
<p>③県による各農家の飼養状況、埋却用地の確保状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埋却地確保に関する事前の準備が行われておらず、患畜等の処理方法などに関する協議も行われていなかった。 ○ これらのことが殺処分にかかる時間がかかった要因ともなり、感染拡大の要因となった。 ○ 各農場の飼養家畜の種類、頭数等について最新の詳細な状況を把握しておらず、情報の収集に相当の時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各経営体の飼養状況について毎年度定期報告を徴する等の方法により、正確な情報把握に努めるとともに、埋却地についても予定地の確保状況について報告を求めておくべき。 ◆ 大分県のシステム（すべての農場の畜種、飼養状況等の基礎データ、埋却用地の確保状況等を防疫担当課のパソコンで瞬時に検索できる）も参考とすべき。 ◆ 県としては、市町村や国と連携して、公有地の活用も含めた共同埋却地の確保・活用計画を策定しておくことが必要。 ◆ 国においては、他国で行われている焼却処分等も含め、他の実効性のある方法を早急に構築することが必要。

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
<p>④空港、港湾等における水際対策</p> <p>○ 県内の畜産関係者から、これまでの水際対策が不十分であり、例えば豪州の取組と同様の措置が必要ではないかとの意見が多く出されている。</p>	<p>◆ 国においては、畜産関係者や過去一定期間内に畜産農場に立ち入った入国者に対する聞き取り調査や消毒を行うなど、防疫先進国並に水際対策を強化すべき。</p>
<p>⑤防疫演習の実施</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザを想定した演習は毎年実施されていたものの、口蹄疫を想定した研修や訓練・演習は行われていなかった。</p>	<p>◆ 防疫演習に当たっては、発生から消毒ポイントの設置、道路封鎖、殺処分、埋却等の一連の流れだけでなく、本県における今回の発生で顕在化した問題点、例えば、発生農場に関する情報や防疫措置の徹底についての農家への連絡、周辺農家への立入調査による異常畜の確認、各農家での防疫レベルのアップ、隣県も含めた情報提供、精度の高い疫学調査の実施など、全体的な事項にわたって演習、検証を行う必要がある。</p>
<p>⑥県、市町村のマニュアルの作成状況</p> <p>○ 爆発的な勢いでまん延した等の今回の事態への対処としては、マニュアルが十分に機能したとは言えない。</p>	<p>◆ 県においては、より実効性の高い防疫マニュアルを作成するとともに、市町村、関係団体におけるマニュアル作成も積極的に支援すべき。</p> <p>◆ 最も重要な点は、あらゆる可能性を考慮した完璧なマニュアルを目指す一方で、マニュアルの想定範囲を超えて起きている、あるいは起こる可能性がある事象に対して、いかに迅速かつ柔軟に対応できるかである。</p>
<p>⑦消毒剤等の防疫資材の備蓄状況</p> <p>○ 発生農場への配送に手間取り、防疫措置の作業開始が遅れた事例があった。</p>	<p>◆ 調達先や配送業者等との連絡体制、配送手順等の具体的な方法を詳細な防疫作業マニュアルの中に示しておくことが必要。</p>
(3) 早期発見と早期通報はできたか	
<p>①1例目、6例目の検体送付等の判断</p> <p>○ 6例目及び1例目の病性診断時の症状は、当時口蹄疫の典型的な症状とされていたものではなく、感染の拡がりも確認されなかったために「口蹄疫ではない」と判断したものの。</p> <p>○ 意図的な見落とし、報告遅れがあったものではない。</p> <p>○ 県本庁の判断としては、韓国での発生を受けて市町村への注意喚起を行っていた状況を鑑みると、口蹄疫の可能性が完全に否定できるものでなければ、速やかに検査を行う(国に検体を送る)という判断も必要であった。</p>	<p>◆ 口蹄疫はその多様性が特徴であり、国も含めて「典型的な口蹄疫の症状」という考え方そのものを改めることが必要。</p> <p>◆ 家保が農家や担当の獣医師から依頼を受けたときは、明確に口蹄疫を否定できる場合は別として、原則として国に検体を送付するシステムとし、「感染確認のための送付」と「念のため(非感染の確認)の送付」とで、市場の閉鎖等の取扱いを分ける等の措置をとる必要がある。</p> <p>◆ 家保の家畜防疫員は、今後の病性診断において精神的に大きな重圧を受けることとなる。国や県の役割は家畜防疫員の責任を問うことではなく、適切な診断ができるよう適時・的確な情報を提供すること、研修等を通じて診断技能を向上させることである。</p>
<p>②早期に通報したものが初発とされないようにする</p> <p>○ 現行の疫学調査の手法では、早期に通報したものが初発とされるため、農家等が早期に通報しなくなる懸念がある。</p>	<p>◆ 疫学調査の精度を高めるために、定期的な血液の採取やその保存、家畜の飼養状況や診療に関する記録の保存・提出等について、一定のルールを作ることが必要。</p> <p>◆ 口蹄疫の防御の困難性、さらには、早期発見・早期通報を確保するために、手当金等を全額支給すべき。</p> <p>◆ 意図的に通報しなかった者は当然のこと、見落とし、あるいは通報を怠った者に対しても何らかのペナルティーを課す方向で検討が行われるべき。</p>
<p>③大規模農場の外部獣医師による定期的なチェック</p> <p>○ 7例目の大規模農場では、1人の専属獣医師が、関連の多数の大規模農場も併せて担当しており、日常の家畜の健康状態のチェックや薬剤の投与は一般の従業員が行っていた。</p>	<p>◆ 7例目の農場等における獣医師の診療の状況は、家畜伝染病予防法のみではなく、獣医師法に照らしても問題がある疑いがある。</p> <p>◆ 家畜防疫員が定期的に飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを作るとともに、1農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置を義務付けることを検討すべき。</p>

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
<p>④発生地周辺農場の家畜の病性確認方法</p> <p>○ 発生農場の半径3km以内の農家に対して、電話で発熱や流涎、食欲不振等の症状がないか、聞き取り調査を行った。</p>	<p>◆ 一定範囲の農場に対して家畜防疫員が立入検査を行い、農場主に対して聞き取りを行うとともに、直接家畜の状態について観察を行い、かつ、採血による抗体検査を行う体制を整備することが必要。</p>
(4) 初期対応の判断と対処は適切だったか	
<p>①殺処分、埋却作業</p> <p>○ 7例目の大規模農場での発生以降、殺処分が顕著に遅れはじめた。</p>	<p>◆ 現地対策本部に、殺処分の状況を分析し遅れの原因と対策を検討できるポストを、県本庁の対策本部に、的確な状況分析を行って先手先手で対策を講ずることができるポスト、スタッフを確保しておくことが必要。</p> <p>◆ 地元市町村の役割が極めて大きいため、市町村の役割分担を明確にし、それに必要となる財源補償も明確にしておくべき。</p>
<p>②消毒ポイント</p> <p>○ 「防疫指針」に照らせば、設置の手順や考え方に大きな問題点はなかったと思われる。</p> <p>○ 問題は、事態の進展を見極めて、「防疫指針」を上回る措置を行うことを検討する必要があったということ。</p>	<p>◆ 移動制限区域境界等での消毒ポイント設置という考え方を大幅に改め、地域の状況を踏まえて、面的に広がりのある消毒ポイントの設置や交通封鎖等を行う方向で検討することが必要。</p> <p>◆ 特定農場を念頭に置いた消毒ポイントの設置など、柔軟な対応も含めて検討することが必要。</p> <p>◆ 消毒ポイントの設置にあたって、地元の状況を熟知した市町村や関係者の意見の反映が必要。</p>
<p>③道路封鎖</p> <p>○ 重要な点は、地域から「防疫指針」を超える範囲での交通遮断の要望があった時に、迅速に判断・対処できなかったこと。</p>	<p>◆ かなり大規模な範囲での交通封鎖を行う方向で検討することが必要。</p>
<p>④移動・搬出制限及びその特例</p> <p>○ 県は、国との協議を行った上で、家畜改良事業団の種雄牛の移動等について、特例的な承認を行った</p> <p>○ 特定の養豚農場において、県の承認を得ることなく、移動制限区域内であるにもかかわらず、糞尿を移動させていた事実が認められた。</p>	<p>◆ 今後特例を認めるとしても、法律上明記された場合に限るものとし、かつ、特例承認を行うことについて速やかにその事実及び理由を公表することが必要。</p> <p>◆ 当該事業者に対して厳しく指導を行うべき。</p>
<p>⑤何故まん延を防ぐことができなかったか</p> <p>○ 大きな反省点は、国、県共通して、発生確認農場の順で感染が広がっているという漠然とした認識があったということ。</p> <p>○ 5月初旬の段階で、県からワクチン接種または予防的殺処分について国に検討を依頼しており、国はこの時点で判断を行うことも必要だった。</p>	<p>◆ 国においては、いわゆる「モグラたたき」的な手法ではなく、一定範囲について予防的な殺処分を行う方法等についても検討を行う必要がある。</p> <p>◆ 今回の韓国における口蹄疫の大規模なまん延を見ると、予防的殺処分が必ずしも効果的な方策とならない場合がある。国は、現在研究中の抗ウイルス剤の開発をはじめ、まん延を抑止し、被害を最小限に抑える方策について検討を急ぐべき。</p>
<p>⑥防疫指針、防疫マニュアルの有効性</p> <p>○ 国の検証報告では「防疫指針を中心とする防疫体制が確実に実行されず、十分に機能しなかった」とされているが、県は、防疫指針に基づいて、基本的に国と協議しながら対策を講じており、むしろ問題は、防疫指針を超える対応が取れなかったことにある。</p>	<p>◆ 「対策は防疫指針によるべきであり、かつ、指針の見直しを行うには牛豚等疾病小委員会の意見を聞く必要がある」という現行制度を見直し、状況の変化に応じて柔軟な対応ができるシステムを構築することが必要。</p>
(5) まん延期、ワクチン接種、特別措置法の段階での判断と対処は適切だったか	
<p>①殺処分、埋却作業の進め方、指揮命令系統</p> <p>○ 現場は相当混乱し、国等からの支援部隊を有効に活用できなかった。</p>	<p>◆ 埋却地選定、殺処分、埋却作業、人員調達、資材調達、作業の安全管理、各種連絡調整等の必要な体制を再検討すべき。</p> <p>◆ 家畜防疫員が、家畜防疫員でなければできない業務に専念できる体制を構築することが必要。</p>

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
<p>②民間獣医師の活用</p> <p>○ 殺処分等の業務は、家畜伝染病予防法により家畜防疫員の業務とされているために、当初、民間獣医師の活用が十分にされなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有事の際に協力が得られる民間獣医師を、そのスキル等に応じてリストアップしておくことが必要。 ◆ 民間獣医師を臨時的な家畜防疫員に任命することも検討することが必要。
<p>③埋却地の確保</p> <p>○ 口蹄疫の発生に備えて埋却用地をあらかじめ確保していた農家は皆無であり、そのことが処分が遅れた大きな要因となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農場経営者及び行政が畜産経営には埋却地確保が必須であることを認識し、行政がその確保状況等を確認できる体制を作ることが必要。
<p>④糞尿や汚染物品等の処理</p> <p>○ 残された糞尿等の処理についての方針決定が遅れたことは反省すべき点である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内の畜産農家において堆肥の製造技術や設備の不十分な点が明らかになった。今後、しっかりと技術指導等を行うことが必要。
<p>⑤ワクチン接種の時期、範囲、作業等</p> <p>○ ワクチン接種はもっと早い時期に決定されるべきであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国は、ワクチンの効果等に関する検証を加速化するとともに、補償水準についても事前に明確化することが必要。 ◆ 発生の初期段階から権限と責任のある専門家が現地に常駐して感染の状況を常に把握し、ワクチン接種や予防的殺処分を含めた適時・的確な防疫措置を講じられるようにすべき。 ◆ 「マーカーワクチン」の使用可能性についても本格的な検討を行うことが必要。
<p>⑥ワクチン接種等に関する農家等への説明</p> <p>○ ワクチン接種の時点で具体的な補償額が示されていなかったことや、前例がなく効果も疑問視されていたことから、農家の理解を得るには大変な労力が必要だった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国において、疑似患者とワクチン接種家畜に不公平な取扱が生じないように、制度改正等の適切な対応を行うことが必要。
<p>⑦早期出荷対策</p> <p>○ 実際の出荷は4件90頭にとどまり、さらに、当該区域内で家畜を出荷した2農場で口蹄疫が発生したことで、当該対策に対する畜産農家の不安、疑念を大きくした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国が方針を立てる際には、当事者である県の見解を十分に踏まえること、また、県においては、農家や関係団体の意向や実情を十分に把握して判断することが必要。
(6) 県の危機管理体制は適切だったか	
<p>①県の口蹄疫防疫対策本部の機能</p> <p>○ 防疫対策実施のコントロールは、国との連絡調整、殺処分の準備、物資の調達、人員の手配、マスコミ対応等のほとんどを畜産課を中心とした農政水産部だけで対処しようとしたために、全体的な状況判断や戦略の構築、それらに応じた国との調整等が十分に機能しなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後は、発生が起きた段階で、農政水産部を中心に関係部局の職員が同じフロアに集まり、情報の共有や客観的な状況分析を行い、的確な戦略を立てて実行できる「実践的危機管理体制」を迅速に構築することが必要。 ◆ 市町村、JA、関係団体との連携や情報の共有化が重要であることから、合同の対策本部の設置、あるいは、県の対策本部の会合に県以外の関係者も同席する等の対応を検討することが必要。
<p>②県の現地対策本部の機能</p> <p>○ 事態の進展に組織や人員の配置が追いつかなかったこともあり、結果として、人員の有効活用、計画的な処理ができなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現場において、市町村や関係各機関との調整をある程度独自の判断で行え、本庁とも必要な対策等の調整ができるような一定の権限・責任を持った組織を確立することが必要。 そのために、本庁次長等の幹部職員がトップになって指揮をとるような体制にすべき。 ◆ 市町村、JA、関係団体による合同の現地対策本部の設置を検討することが必要。
<p>③国の対策本部との連携</p> <p>○ 防疫対策に関する指揮命令権の所在を明らかにすることなく、県庁内に2つの対策本部があり、それぞれが市町村等に対して連絡・指示等を行ったことから、現場段階で混乱をきたす要因となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本的には、発生直後から国と県、場合によっては市町村や関係機関が一体となった合同対策本部を現地に速やかに設置し、かつ、防疫方針の変更等の権限も現地本部に付与する等の措置が必要。

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
<p>④県の防疫体制の他県との比較</p> <p>○ 南九州各県と比較しても、不十分な点が多くあった。</p>	<p>◆ 必要に応じて家畜防疫員の増員等の体制強化を図るべき。</p> <p>◆ 宮崎大学等との密接な連携を図るとともに、現場に身近な農業改良普及センターとの連携や、民間獣医師の活用等、効率的、効果的な体制を構築することが必要。</p>
<p>⑤畜産試験場や家畜改良事業団、農大校での発生</p> <p>(畜産試験場川南支場)</p> <p>○ 職員の車両の消毒を実施しておらず、飼養管理をする職員用のシャワー施設も4月20日前には使用していなかった。</p> <p>(家畜改良事業団)</p> <p>○ 国の検証報告では、牛の飼育エリアへの人の入場は着替えのみで、シャワー設備があったにもかかわらず使用していなかったことを問題として指摘しているが、防護服の着用、消毒等は丁寧に行っていた。</p> <p>(農業大学校)</p> <p>○ 4月20日前は畜産エリアへの人や車両の立入制限が徹底されていなかった。また、踏込消毒槽や畜産車両の消毒施設を設置していたが、靴底や車両等の消毒は徹底されていなかった。</p>	<p>◆ 貴重な県有の家畜を飼育する施設として、「こうすれば感染しない」という模範例を県内の農家に示すべき立場にあることを強く自覚すべき。</p>
<p>⑥県有種雄牛の取扱い</p> <p>○ 結果的に5頭が残ったことを評価する意見がある一方で、防疫上の理由や他の殺処分家畜との公平性の観点から、特例は一切認めるべきではなかったとの意見もある。</p>	<p>◆ 種雄牛の分散管理を行うことが必要。</p> <p>◆ 防疫の円滑な遂行を担保する観点から、特例事項については予め法律に限定列挙したものに限ることとし、その適用についてもしっかりと公表することが望ましい。</p>
<p>⑦民間種雄牛の取扱い</p> <p>○ 知事に対するヒアリング等を行った結果、知事を中心として、県としては状況の変化に対応して、また、殺処分を拒否する所有者に対して強制的な処分を行うことは実際には難しいという情勢の中で、苦渋の判断を行ったものであることを確認した。</p>	<p>◆ 県の種雄牛の特例を認めた時点で民間種雄牛の取り扱いも明確にし、所有者にその方針を明示しておく必要があった。</p>
<p>⑧非常事態宣言の時期、内容</p> <p>○ 幅広く県民の日常生活や経済活動に自粛を求めたことはやむを得ない措置だったが、多くのイベント等が中止されたり観光客が減少したことで県内経済に多大な影響が出た。</p>	<p>◆ あらかじめ非常事態宣言による規制のレベルを感染拡大の状況等に応じて数段階に分けて設定し、「現段階では、この範囲で、このレベルの協力をお願いする」とするような内容を検討することが必要。</p>
(7) 国、市町村、各県、各団体との連携・協力は適切だったか	
<p>①国との連携・協力</p> <p>○ 国の検証報告では、「国・県等の対策本部が乱立した」との評価がなされているが、基本的に国の対策本部は防疫方針の決定やそれを担保するための省庁横断的な対応策を、県の対策本部は実際の防疫対策の実施の統括本部としての機能を果たしていた。</p>	<p>◆ 国家防疫としてのまん延防止をより効果的に推進する観点からは、抜本的に国と県の役割分担を検討することが必要。</p> <p>◆ 方針の決定から実施に至るまでの指揮命令系統や権限と責任の所在を明確にした体制を確立することが重要であり、国の現地対策本部の指揮命令の下に地方が協力する体制、あるいは、県の対策本部で方針決定や全体的な指揮命令を行う体制を検討すべき。</p>
<p>②市町村との連携・協力</p> <p>○ 市町村からの要望や課題提起が、本部の問題意識に十分つながらなかった。</p>	<p>◆ 対策本部に市町村担当を設置する等の対応を検討するとともに、現地対策本部は市町村等と合同で設置し、一貫した指揮命令の下で対策を講ずることが望ましい。</p>
<p>③関係機関、団体との連携・協力</p> <p>○ 関係機関等への情報提供等が不十分だった。</p>	<p>◆ 県の対策本部に関係機関も参加する、あるいは、県の対策本部会議に出席を求めて情報の共有を図るなどの対応が必要。</p>

【検証結果】	【今後の改善のあり方】
<p>④地元大学との連携・協力</p> <p>○ 宮崎県の大学に獣医学科があり、多くの専門家を有していることの利点が活かされたとは言い難い。</p>	<p>◆ 畜産の危機管理体制の確立について、宮崎大学との全面的な協力関係を前提に、より専門性が高く、実効性のあるものにするよう努めることが必要。</p>
<p>⑤他県との関係</p> <p>○ 最初の口蹄疫の感染が確認された段階での情報提供をはじめ、対応が不十分だった。</p>	<p>◆ 県の対策本部の隣県対策班等に専門職員を配置し、適時的確な情報交換ができる体制を整えることが必要。</p>
<p>⑥疑似患畜の発生等に関する情報提供</p> <p>○ 「発生状況に関する詳細な情報がないために農家が不安だった。」「十分な準備ができなかった。」という声がある一方で、各農家は相互の情報交換で相当程度情報を入手していたという実態もある。</p>	<p>◆ 発生農場の所在地等については、正確な情報をできるだけ早く公表することが必要であり、そのためには、「国家防疫の観点から公表は当然のこと」という環境づくりが重要。</p> <p>◆ 口蹄疫の疑いがある場合、検体を送付した場合も、市町村、関係団体等に情報を伝達することが必要。</p>
<p>⑦畜産農家等の心身の負担のケア</p> <p>○ 関係者の中には、大きな不安やストレス、さらに過労等により、心身の不調を抱える方が多くあった。また、終息後に大きな喪失感や徒労感を感じるというような状況が見られた。</p>	<p>◆ 心や体のケアについても長期にわたって継続することが必要。</p> <p>◆ 発生当初から市町村や民間の方々とも連携して、影響を最小限にとどめる、あるいは、継続的にしっかりしたケアを行う体制を整えることが必要。</p>